

香川県最低賃金

時間額 **792** 円

～平成 30 年10月1日から～

お問い合わせ先

香川労働局 労働基準部賃金室 (087) 811-8919

労働基準監督署

高松 (087) 811-8946 丸亀 (0877) 22-6244

坂出 (0877) 46-3196 観音寺 (0875) 25-2138

東かがわ (0879) 25-3137